

雇用保険を受給中若しくは受給予定であり、
今後自営や開業・業務委託を検討されている方へ

- ・雇用保険を受給中に、自営に専念する場合（以下「自営専念日という」）は、ハローワークへ申告する必要があります。
- ・自営専念日は、自営を開始するための準備期間も含まれます。また、基本手当については、自営専念日の前日までが支給対象となります。
- ・自営に専念していたにもかかわらず、申告せずに基本手当を受給した場合、**不正申告となり、処分の対象となります**。そのため、自営の準備を開始した、若しくは専念すると決めた段階で、給付課窓口へ来所し、自営に専念する旨を申告してください。
- ・自営専念日の考え方については、次頁を参考にしてください。なお、不明な点は給付課窓口までお問い合わせください。

・自営専念日は原則として以下のうち、一番早い日付となります。

- ハローワークへ自営に専念することを申告をした日
- 各種自営を準備若しくは開始したことが確認できる書類にある日付(下記参照)

・自営を開始するにあたり、一例として、以下の書類をご提出いただくことで、自営専念日を確認いたします。

●開業届の写し 業務委託契約書 登記簿謄本 定款の写し 営業許可書の写し 店舗やオフィスの賃貸契約書 什器の購入やレンタルの領収書等

・書類から以下の日付を確認し、自営専念日の候補とします。(複数確認できる場合は一番早い日付が自営専念日の候補となります。)

- 税務署へ開業届を提出した日
- 業務委託契約を締結した日若しくは委託契約の開始日
- 定款を作成した日
- 営業が許可された日(個人タクシーや飲食店を始める方)
- その他資料から自営の準備を始めたことを客観的に確認できる日(店舗やオフィスの賃貸契約を結んだ日、自営に必要な什器を購入したりレンタルを行った日など)